

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 6 月 28 日

水 曜 日

号 外(6)

## 目 次

### 規 則

○富山県税条例施行規則の一部を改正する規則 1

### 訓 令

○富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令 2

## 規 則

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 6 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第35号

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「準用される国税犯則取締法（明治33年法律第67号）」を「法」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「行なう」を「行う」に改める。

第40条の表の(3)の項中「第24条の 4 第 5 項」を「第24条の 4 第 7 項」に、「第24条の 4 第 3 項」を「第24条の 4 第 5 項」に改める。

第44条の表の(1)の項中「第73条第 8 項」を「第73条第 9 項」に改め、同表の(2)の項中「第73条第 9 項」を「第73条第10項」に改める。

第45条中「第73条第 6 項」を「第73条第 7 項」に改める。

第52号様式の 4 中「滅失）の」を「変質）した、又は腐敗（変質）する」に、「第 条及び国税犯則取締法第 7 条第 3 項」を「第22条の16第 2 項」に改める。

第52号様式の 9 中「<sup>けん</sup>嫌疑）を「嫌疑」に、「第 条及び国税犯則取締法第19条」

を「第22条の31」に改める。

第52号様式の10中「同法第 条及び国税犯則取締法第14条」を「同法第 条」に、「第 条及び国税犯則取締法第14条」を「第22条の28第1項」に改める。

第72号様式中「第73条第8項」を「第73条第9項」に改める。

第73号様式中「第73条第9項」を「第73条第10項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第40条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

~~~~~  
訓 令  
~~~~~

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年6月28日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県訓令第11号

経 営 管 理 部  
出 納 局  
総合県税事務所

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

富山県税事務取扱規程（昭和27年富山県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第24条の4第1項」を「第24条の4第2項」に、「第24条の4第2項」を「第24条の4第4項」に、「第24条の4第4項」を「第24条の4第6項」に改める。

第19条中「第73条第7項」を「第73条第8項」に改める。

第37号様式の5中「及び国税犯則取締法第 条第 項」を「○規定」に、「<sup>ひん</sup>兼録」を「兼録」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公表の日から施行する。

(税 務 課)

---

